

医療法人 一仁会

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性の職業生活における活躍推進に関する法律第8条に基づき、女性が就業を継続し、活躍できる職場環境を整備するために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日 5年間

2. 取り組み内容と実施期間

目標1 有給休暇取得率80%以上を目標とする。

〈取組〉

- ・令和4年4月～ 現状の把握と対策の検討を行う。
- ・令和5年4月～ 人員配置等の環境整備を進める。
- ・令和6年4月～ 状況を確認しながら必要な研修等を行う。

目標2 法人におけるワーク・ライフ・バランスやキャリア形成の環境整備を推進し、女性職員の自発的な意識と行動の改革を促す。

〈取組〉

- ・令和4年4月～ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画と整合性を図るとともに、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の周知を図る。
- ・令和5年4月～ ワーク・ライフ・バランスやキャリア形成の具体的な取組を女性職員とワークショップ方式等で検討していく。
- ・令和6年4月～ ワーク・ライフ・バランスの発表大会を企画し、女性職員の自発的な意識と行動の改革を検証していく。